

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年1月29日

福岡市環境局ごみ減量推進課

### 1. 公募の趣旨

本業務については、福岡市が回収した使用済み食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）に再資源化し、資源の循環を図ることを目的に、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の公募要件を満たし、本契約の締結を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

### 2. 契約の概要

- (1) 契約件名 使用済み食用油売払い
- (2) 内 容 使用済み食用油の買い受け及びBDFへの再資源化
- (3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

#### 4. 公募要件

- (1) 福岡市が市民から回収した使用済み食用油を買い受けること。
- (2) 定期的（月1回以上）に、区役所・市民センター等の資源物回収ボックス（9か所）で、使用済み食用油の引き渡しを受けることができること。
- (3) 福岡市から引き渡しを受けた使用済み食用油を、環境保全上支障なく **BDF** へ再資源化することが可能な設備、技術、人員を有すること。
- (4) 再資源化した **BDF** の活用見込みがあること。
- (5) 福岡県内に、再資源化施設を有すること。
- (6) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

#### 5. 手続等

##### (1) 公募説明書の配布

###### ① 配布期間

令和6年1月29日 ～ 令和6年2月9日（閉庁日を除く）の9時～17時

###### ② 配布場所

住所 福岡市中央区天神1丁目8-1

担当課 福岡市環境局ごみ減量推進課（本庁舎13階）

担当 延時、清原

###### ③ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

##### (2) 参加意思確認書の提出

###### ① 提出期間

令和6年1月29日 ～ 令和6年2月9日（閉庁日を除く）の9時～17時

###### ② 提出場所

(1) ②に同じ。

###### ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に本契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果の通知を送付する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

住所 福岡市中央区天神1丁目8-1  
担当課 福岡市環境局ごみ減量推進課（本庁舎13階）  
電話番号 092-711-4039  
担当 延時、清原

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該契約の見積合せを中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。